

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則
- ◇告示 収入証紙の小売りさばき人の指定
- ◇公安告示 交通整理用自動信号機の設置場所
- ◇人委規則 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則
- 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十一号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する

規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別記第一号様式」を「様式第一号」に改める。

第三条中「別記第二号様式」を「様式第二号」に改める。

第五条中「別記第三号様式」を「様式第三号」に改める。

第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条中「別記第六号様式」を「様式第四号」に改め、同条を第八条とする。

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。

備考

- 1 この成績報告書は、毎年1月1日から12月31日までの間について記載すること。
- 2 家畜の種類は、乳用牛、役肉用牛、馬、めん羊、山羊及び豚に区分すること。
- 3 「種付け又は人工授精」の項は、調査年次に種付け又は人工授精したものであることについて記載し、「前年種付け又は人工授精によるもの」の項は、調査年次の前年に種付け又は人工授精したものであることについて記載すること。
- 4 「所有者の区分」の項は、国有（国立種畜牧場以外に繁殖しているものを含む。）、県有、市町村有又は農協有（農業協同組合連合会、酪農協等を含む。）の別に記載すること。
- 5 「品種」の項は、馬については軽種馬及び農馬に区分し、乳用牛、役肉用牛、めん羊、山羊及び豚についてはその品種名を記載すること。
- 6 「受胎率」の項及び「生産率」の項は、種付け又は人工授精雌総数から不明数（へい死、異動等）によって確認できないもの）を控除した数をもって、受胎数又は産子数を除して算出すること。
- 7 「受胎数」の項は、流産又は死産した雌畜数を、「産子数」の項は、早産又は出産後直ちにへい死した産子数を含めること。
- 8 種畜の廃用、死亡等によりその年の種付け又は人工授精成績に該当がない場合も、前年種付け又は人工授精による産子数を報告すること。

様式第4号

家畜人工授精所開設許可事項の異動届

年 月 日

鳥取県知事

殿

開設者 住 所
氏 名

印

家畜人工授精所開設許可事項に異動を生じたので、家畜改良増殖法施行細則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 家畜人工授精所の所在地及び名称
- 2 異動した事項
- 3 異動の理由
- 4 異動年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第百三十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 指定番号 住 所 氏 名 売りさばき場所

昭四〇、三、一〇 三三三 鳥取市安長八〇二番地の一 鳥取自動車学校管理者校長 鳥取市安長八〇二番地の一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定に基づき、交通整理用自動信号機の設置場所を次のように定める。

昭和四十年三月十九日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

設置場所

市道今町裁判所線と火災復興五号線の結合点である鳥取市片原二丁目四一番地地先十字路（大堀商店前十字路）

人事委員会規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則
をここに公布する。

昭和四十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則
関する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則
（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十四号）の
全部を改正する。

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭
和三十八年三月鳥取県条例第十四号。以下「特例条例」
という。）第四条の規定により警察職員の退職手当の額
から控除する額は、昭和二十九年六月三十日以前におい
て退職した際に受けていた退職手当の額に別表に定める
率を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月
一日から適用する。

別表

特別条例第5条に指定する職員の支給を受ける者のその退職年月日	県を退職する日の職務の等級					公安職給料表						
	行政	職	給	料	表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級		
昭23. 1. 31	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5
昭23. 5. 31	8.67	8.51	8.39	8.35	8.25	8.22	8.98	8.71	8.90	8.76	8.78	8.96
昭23. 11. 30	6.67	6.55	6.45	6.43	6.35	6.33	6.90	6.69	6.84	6.72	6.75	6.86
昭23. 12. 31	4.37	4.29	4.23	4.20	4.15	4.14	4.52	4.37	4.47	4.39	4.42	4.49
昭26. 1. 30	3.28	3.21	3.15	3.16	3.11	3.10	3.38	3.26	3.34	3.29	3.29	3.34
昭26. 10. 31	2.68	2.62	2.58	2.59	2.54	2.54	2.78	2.66	2.74	2.67	2.69	2.75
昭27. 11. 31	2.16	2.11	2.07	2.06	2.03	2.04	2.21	2.15	2.20	2.17	2.18	2.21
昭29. 1. 30	1.90	1.87	1.84	1.84	1.81	1.80	1.95	1.89	1.94	1.91	1.90	1.95

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第十一号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項を次のように改める。

管理職手当の支給を受ける者に係る定時制通信教育手当の支給割合は、百分の五とする。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第二条 管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(管理職手当を支給する職及、支給額)

第二条 給与条例第七条の二第一項の規定により人事委員会が指定する職は、別表上欄に掲げる組織に並び、それぞれ同表中欄に掲げる職とし、これらの職の職員に対する管理職手当の額は、その者の給料月額に同表下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

第三条を削り、第四条の見出しを削り、同条中「新たに管理職員となつた場合」を「新たに前条の職の職員(以下「管理職員」という。）」となつた場合」に改め、同条を第三条とする。

第五条に次の見出しを附し、同条を第四条とする。

(支給の方法)

第六条の見出しを削り、同条を第五条とする。

別表を次のように改める。

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め 300円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により納めることもできます。

附則
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

企業局		本局		地方労働委員会事務局		人事委員会事務局	
西部建設事務所	発電所	課	次局	次	局	次	局
所	所	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長
百分の十	百分の十	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五	百分の十	百分の十五

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日

まで鳥取県公報を 部購読したいので、購読料
金を 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

① ②)

鳥取県知事石破 二郎殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

定価 一部月極二五〇円(送料共)

鳥取県